

会員通知 第3号
平成26年2月5日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

独立性の高い社外取締役の確保に関する「企業行動規範に関する規則」の一部改正について

本所は、「企業行動規範に関する規則」の一部改正を行い、平成26年2月10日から施行します。

今回の改正は、平成24年9月の法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申された「会社法制の見直しに関する要綱」の附帯決議に基づく上場制度上の対応を図るため、「企業行動規範に関する規則」について所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 取締役である独立役員の確保

- ・ 上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないこととします。

II. 施行日

平成26年2月10日から施行します。

以上

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>取締役である独立役員の確保</u>)</p> <p>第14条の4 上場会社は、<u>取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年2月10日から施行する。</p>	<p>(<u>独立役員の構成</u>)</p> <p>第14条の4 上場会社は、<u>独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものとする。</u></p>